

令和3年第 4回
総会
4月

白井市農業委員会会議録

令和3年4月8日 開会

令和3年4月8日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和3年4月8日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	笠 井 行 雄
会長代理	中 村 教 雄
1 番	伊 藤 治
2 番	岩 井 聡 明
3 番	今 井 幹 代
4 番	芦 田 恵 子
5 番	山 崎 正 司
6 番	山 崎 雅 巳
7 番	海老原 清

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 齊 藤 和 博
2. 小 松 隆 夫
3. 小 林 幸 子
4. 押 田 勝 巳
5. 海 老 原 菊 夫
6. 高 宮 正 明
7. 中 嶋 健 次
8. 秋 本 善 久

傍聴者 なし

本日の議案は下記のとおり

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請について
- 議案第4号 令和3年度第1次農用地利用集積計画について
- 議案第5号 下限面積（別段の面積）について

報告・協議事項等

- (1) 届出等事務局長専決決裁報告について
- (2) その他

5月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 4月22日木曜日
- ・事前審査会（案） 4月30日金曜日
第1班 午前9時から 本庁舎2階災害対策室1
- ・総 会（案） 5月 6日木曜日
午後4時00分から 東庁舎1階会議室101

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 皆さん、こんにちは。

定刻を少し過ぎましたが、これから始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、令和3年4月定例総会に御出席いただきまして、大変御苦労さまでございます。

今年の桜の開花につきましては、例年より10日以上も早いということで、もう既に葉桜になっているところでございます。

梨の花につきましても、桜同様に、例年より10日以上も早く、昨年も早かったのですが、今年はそれ以上に早いような気がいたします。

これから田植え、梨の摘果作業等、忙しくなりますけれども、健康には十分気をつけていただきまして、農作業等、頑張ってくださいと思います。

それから、先ほど事務局のほうから報告がありましたように、事務局の人事異動によりまして、大野さんが事務局長に昇格されました。

誠におめでとうございます。

それから、菊間さんの後任として、松丸さん、これからよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員が過半数に達したため、これより令和3年4月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、5番、山崎正司委員、6番、山崎雅巳委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

それでは、1ページを御覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和3年4月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

番号1、大字谷田字南住の2筆、それから神楽場の3筆。

地番については記載のとおりでございます。

地目、現況とも畑。

地積、5筆合計で2,173平方メートル。

権利者は記載のとおりでございます。

経営面積、55アール。

義務者、記載のとおりでございます。

事由、売買による所有権移転でございます。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

今井幹代委員、お願いします。

今井幹代委員 2班班長、今井です。

議案第1号について、3条申請に係る調査報告を行います。

資料は1番です。

当日は、権利者本人が出席されました。

申請地は、市役所から東へ約3.5キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、ネギ等の作付中であり、きれいに管理されております。

進入路については、私道により確保されています。

もともとの所有者の方が2年前に亡くなる前から権利者の方が耕作していたそうです。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、トラック2台、トラクター2台、耕運機2台です。

労働力は、本人と母の2人です。

現在は、市内に妻と2人の子供と住んでいて、通いで農作業をしているが、定年後は農業一本でやっていくつもりだそうです。

年間従事日数は200日、農作業歴は15年で、面積要件についても下限面積の50アールをクリアしています。

また、周辺農地における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2号の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたらお願いいたします。

最適化推進委員の高宮正明委員、お願いします。

高宮正明委員 高宮です。

よろしくお願いします。

義務者が2年前に亡くなりまして、それで、畑は弁護士へ渡す状態になりまして、あと、権利者が近くの人で、それで、ネギ専門でやっけていまして、親も共選組合にやっけて頑張って、これから家を守るためにやるということで、大丈夫だということで、これは大丈夫だという承認を得てきました。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、採決を行います。

許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに可決します。

議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

2ページを御覧ください。

議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第4条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和3年4月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

番号1、大字富塚字宮ノ前の4筆でございます。

地番については記載のとおりでございます。

地目、現況とも畑でございます。

地積、4筆合計で2,054平方メートルのうち0.25平方メートル。

申請人、記載のとおりでございます。

申請事由、営農型太陽光発電施設用地としての一時転用でございます。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

今井幹代委員、お願いします。

今井幹代委員 2班班長、今井です。

議案第2号について、4条申請に係る調査報告を行います。

資料は3番です。

当日の出席者は、権利者本人が出席されました。

申請地は、市役所から北西に約3.5キロメートルに位置しております。

農地区分としては、住宅地の中にある農地ということで、第二種農地として判断いたしました。

転用目的ですが、平成27年に設置した営農型太陽光発電施設の3年ごとの更新ということですが。

面積は、本設備の脚の部分のみですので、合計で0.25平方メートルです。

売電と、その下で作った野菜の販売、ローン等を計算してもプラスになっているようで、最終的な撤去費用も明確であり、農水省の通達に従っての更新ということですので、何ら問題ないものと思われまます。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら説明をお願いします。

最適化推進委員の小林幸子委員、お願いします。

小林幸子委員 小林です。

特に、先ほどの説明のとおりで問題ないと思います。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請について採決を行います。

許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請について、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

3ページを御覧ください。

議案第3号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和3年4月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

番号1。

大字富士字栄の2筆でございます。

地番については記載のとおりです。

地目、現況とも畑です。

地積、2筆合計で4,625平方メートル。

権利者、義務者については記載のとおりでございます。

申請事由、建て売り住宅のための転用を伴う所有権移転となります。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

今井幹代委員、お願いします。

今井幹代委員 2班班長、今井です。

議案第3号について、5条申請に係る調査報告を行います。

資料は2番です。

当日の出席者は、権利者の会社の方と、義務者の代理人の方が出席されました。

まず立地基準ですが、申請地は市役所から南西に約4.5キロメートルに位置しております。

市道に面しており、進入路は確保されています。

農地区分としては、住宅用、事業用施設が連担している区域であるため、第二種農地として判断いたしました。

転用目的ですが、建て売り住宅用地ということです。

既に富士栄地区まちづくり協議会の認定を受け、計画を進めております。

義務者は、以前にも権利者に道路の反対側に建設をしてもらっていたので、今回もお願いすることにしたそうです。

次に、一般基準ですが、20戸の建て売り住宅用地ということで、申請面積は4,625平方メートルであり、面積妥当と思われます。

資金は、自己資金にて賄う計画となっております。

申請地は、道路よりやや低いので、盛土をし、周囲にコンクリートブロックを設置して造成し、土砂の流出を防ぎます。

用水は上下水道を埋設し、雨水は各住宅ごとに設置する浸透升により調節します。

近隣120戸余りには説明済みでございます。

許可後は、速やかに事業に着手するものと思われま

す。これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと思われ

ます。

以上です。

笠井会長

ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたので、地区担当員の

方で補足説明がございましたら説明をお願いします。

最適化推進委員の中嶋健次委員、お願いします。

中嶋健次委員

富士地区担当の中嶋です。

先日、義務者の娘さんから電話で話を聞きました。

家族は、義務者93歳と70歳代の娘さん夫婦で、御主人は自営業だと。

また、後継者はなく、高齢ということで農業はできないということで、今回こうい

った開発事業を頼んだそうです。

以上です。

笠井会長

ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入

ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号

農地法第5条の規定による転用許可申請について採決を行います。

許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長

賛成全員です。

議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、許可相当意見を付

して県に進達することに可決します。

議案第4号 令和3年度第1次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたし

ます。

事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局、大野です。

それでは4ページを御覧ください。

議案第4号 令和3年度第1次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により別紙のとおり令和3年度第1次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので、提出いたします。

令和3年4月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

5ページを御覧ください。

5ページにつきましては、白井市長からの協議文となります。

続きまして、6ページを御覧ください。

令和3年度第1次農用地利用集積計画一覧表（案）。

番号1、大字神々廻字宮ノ前の1筆でございます。

地目については畑。

利用権設定面積は1,190平方メートル。

設定をする利用権、使用貸借権。

内容、普通畑。

期間は10年です。

利用権を設定する者、記載のとおりでございます。

利用権の設定を受ける者、こちらも記載のとおりです。

こちらの案件は継続となります。

続きまして、2番。

名内字上谷の4筆でございます。

地目は田。

合計で2,868平方メートル。

種類は使用貸借権。

内容、稲作。

期間3年。

利用権を設定する者は記載のとおりでございます。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

こちらは新規となります。

続きまして、3番。

富塚字子ノ神の1筆です。

地番については記載のとおりです。

地目、畑。

面積が2,082平方メートル。

種類が使用貸借権。

内容は普通畑。

期間が9年。

利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は記載のとおりとなります。

こちらは新規でございます。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

2番、3番につきましては、新規ですので、地区担当員の補足説明がございます。

2番について、今井幹代委員、お願いします。

今井幹代委員 名内地区担当農業委員の今井です。

先日、権利者御本人に、梨畑で作業中にお話を伺ってまいりました。

夫が早くに亡くなってから、夫の両親と共に一生懸命農業に従事していて、現在は、夫の父である義務者は高齢なので、権利者に経営移譲をしているそうです。

農業大学校に通っているお子さんが卒業後は跡を継ぐそうなので、心配ないと思われれます。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

3番について、最適化推進委員の小林幸子委員、お願いします。

小林幸子委員 小林です。

先日、権利者の〇〇さんのほうにお話を聞きました。

義務者である方は、現在、所有はしておるのですが、高齢ということで親戚の方に耕作を依頼しておりました。

ですが、その依頼をしている耕作をしている方も高齢になり、ここ2年ほどはほとんど作物を作っていないということで、その隣で耕作をしている〇〇さんのほうに、この土地を借りて利用してくれないかという申出があったということで、受けることになったというふうにお聞きしました。

〇〇さんにおきましては、息子さんも現在一緒に耕作しており、奥さんと3人で農業のほうを行っているので、問題なく耕作をしていかれるものと思われれます。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第4号令和3年度第1次農用地利用集積計画の決定について、一括して採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第4号 令和3年度第1次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決します。

議案第5号 下限面積（別段面積）の設定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

7ページを御覧ください。

議案第5号 下限面積（別段面積）の設定について。

今年度の下限面積（別段の面積）の設定について以下のとおり提案いたします。

令和3年4月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

農地法施行規則第17条第1項の適用について。

地域、市内全域。

方針、現行の下限面積（別段の面積）50アールの変更は行わない。

理由、下限面積を設定するに当たっては、定めようとする面積未満の農地を耕作している者の数が、耕作者総数の4割を下らないよう農地法施行規則第17条第1項第3号で規定されている。

2015年農林業センサスの白井市の数値では、50アールの設定でこの規定を満たすこと、また経営面積があまり小さいと生産性が低く農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されるため、従来どおり50アールとする。

権利の取得後における耕作の事業が草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものであると認められる場合の例外許可については、その都度審議するものとする。

以上でございます。

笠井会長 ありがとうございます。

本案件につきましても、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

これより質疑に入らせていただきます。

質疑のある方は挙手をお願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

笠井会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第5号 下限面積（別段面積）の設定について採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

- 笠井会長 賛成全員です。
議案第5号 下限面積（別段面積）の決定について、承認することに可決します。
次に、報告事項に入らせていただきます。
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 事務局、大野です。
8ページを御覧ください。
報告第1号 専決処分について。
下記のとおり白井市農業委員会事務局規程第6条第6号及び第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。
令和3年4月8日提出。
白井市農業委員会会長、笠井行雄。
9ページを御覧ください。
① が農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。
② が農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出でございます。
同じく10ページも 転用の届出となります。
それでは、表紙に戻っていただきまして、（2）その他。5月の事前審査会、総会の日程について。
申請の締切りが4月22日、木曜日。
事前審査会が4月30日、金曜日、第1班です。
午前9時から本庁舎2階の災害対策室1で行います。
総会のほうは、5月6日、木曜日、午後4時から、こちらの同じ会場、東庁舎1階会議室101で行います。
以上でございます。
- 笠井会長 本日の議案については全て終わりました。
慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人